

令和 2 年 3 月 30 日

規則第 12 号

北本市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例（令和 2 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又は指導)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定による助言又は指導は、助言（指導）書（様式第 1 号）により行うものとする。

(勧告)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 2 号）により行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 8 条第 3 項の規定による命令は、命令書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の命令を行おうとするときは、北本市行政手続条例（平成 10 年条例第 34 号）第 28 条の規定による通知をするものとする。

3 前項の通知は、命令に係る事前通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

(命令に対する意見)

第 5 条 前条第 2 項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に、命令に対する意見書（様式第 5 号）により、意見を述べなければならない。

(公表)

第 6 条 条例第 9 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事

業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 命令に係る空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 北本市公告式条例（昭和36年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

3 市長は、条例第9条の公表を行おうとするときは、北本市行政手続条例第28条の規定による通知をするものとする。

4 前項の通知は、公表に係る事前通知書（様式第6号）により行うものとする。

（公表に対する意見）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、公表に対する意見書（様式第7号）により、意見を述べなければならない。

（緊急安全措置）

第8条 条例第10条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第8号）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

北本市長



助言（指導）書

あなたが所有（管理）している空き家等は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 2 条第 2 号の管理不全な状態に該当すると認められることから、同条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり改善のための措置をとるよう助言（指導）します。

1 対象となる空き家等

所在地 北本市

用 途

所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

2 助言（指導）に係る措置の内容

3 助言（指導）に至った事由

4 助言（指導）の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 その他

- (1) 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- (2) 上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

第 年 月 日

様

北本市長



勧告書

あなたが所有（管理）している空き家等は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 2 条第 2 号の管理不全な状態に該当すると認められたため、対策を講じるよう助言（指導）してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全等を図るために必要な措置をとるよう、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定により勧告します。

- 1 対象となる空き家等
所在地 北本市
用 途
所有者等の住所及び氏名
（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他
 - (1) 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
 - (2) 上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式第 3 号（第 4 条関係）

（表）

第 年 月 日

様

北本市長



命令書

あなたが所有（管理）している空き家等は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 2 条第 2 号の管理不全な状態に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により、同条例第 8 条第 3 項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないので、次のとおり必要な措置をとることを命令します。

- 1 対象となる空き家等
所在地 北本市
用 途
所有者等の住所及び氏名
（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他
上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

(裏)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

北本市長



命令に係る事前通知書

あなたが所有（管理）している空き家等は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 2 条第 2 号の管理不全な状態に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので事前に通知します。

- 1 対象となる空き家等
所在地 北本市
用 途
所有者等の住所及び氏名
（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日
- 6 その他
 - (1) 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す提出先まで報告をすること。
 - (2) 意見がある場合には、上記 5 の期限までに命令に対する意見書（様式第 5 号）を提出すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）北本市長

提出者 住所
氏名 ⑩
電話番号

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

命令に対する意見書

所有（管理）している空き家等について、北本市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則第 5 条の規定により、次のとおり意見を述べます。

空き家等の 所在地等	所在地： 建築物等の概要
命令の原因 となる事実 についての 意見	
証拠書類 等の提出	有（書類の名称： ） ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。

第 年 月 日 号

様

北本市長



公表に係る事前通知書

あなたが所有（管理）している空き家等について、 年 月 日付
け 第 号により必要な措置をとるよう命令しましたが、現在に至っても
当該措置がなされていません。
このまま措置が講じられない場合には、北本市空き家等の適切な管理に関
する条例第 9 条の規定により、次のとおりその事実を公表することとなりま
すので事前に通知します。
なお、公表にあたって、意見がある場合には、公表に対する意見書（様式
第 7 号）を提出してください。

記

空き家等の所在地		
公 表 予 定 日		
公 表 予 定 内 容	所有者等の住所 （所在地）及び 氏 名 （ 名 称 ）	
	空 き 家 等 の 所 在 地	
	命 令 の 内 容	
	そ の 他	
公 表 の 原 因 と な る 事 実		
公 表 に 対 す る 意 見 書 の 提 出 先 及 び 提 出 期 限	提 出 先	
	提 出 期 限	

様式第 7 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）北本市長

提出者 住所
氏名 ⑩
電話番号

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

公表に対する意見書

所有（管理）している空き家等について、北本市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則第 7 条の規定により、次のとおり意見を述べます。

空き家等の 所在地等	所在地： 建築物等の概要
公表の原因 となる事実 についての 意見	
証拠書類等 の提出	有（書類の名称： ） ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。

様式第 8 号（第 8 条関係）

第 年 月 号
日

様

北本市長



緊急安全措置実施通知書

北本市空き家等の適切な管理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、緊急安全措置を講じたので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 緊急安全措置を講じた空き家等の所在地並びにその所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
 - (1) 緊急安全措置の内容
 - (2) 緊急安全措置を講じた理由
 - (3) 緊急安全措置を講じた日
 - (4) 備考